

令和3年3月

水稻生産農家の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症対策水稻種子助成事業

町では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、町の基幹作物である水稻の需要が大きく緩んでいることから、水稻生産者の次期作に向けた経費の軽減及び生産意欲の向上を図るため、令和3年産用の水稻に係る種子購入費の一部に対し助成を実施しますので、申請される方は必要書類を持参の上、産業課までお越し下さい。

1. 助成対象農家等

鶴田町に住所を有する水稻生産者

※水稻作付面積 10 アール以上の方

※本人及び世帯員に町税等の滞納がない方

2. 対象面積

令和3年度水稻作付面積（10ヘクタールを上限）

※加工用米・飼料用米・備蓄米等の主食用水稻以外も対象

3. 助成単価

10アール当たり 1,010円（助成額に1円の端数があるとき、切り捨て）
（上限金額 10ヘクタール：101,000円）

（助成率1/2以内、10アール当たり4kg、1kg当たり505円を上限）

助成申請について

○受付期間 3月25日（木）～6月30日（水）

（土日祝日を除く）9時～12時、13時～16時

○受付場所 役場2階 産業課 農業振興班

○持参するもの

- ・令和3年産用の水稻種子の領収書、納品書等購入がわかるもの
- ・助成金振込先の通帳、印鑑（認め印可）

※「JA つがるにしきた」のみから種子を購入した場合は、JAで一括して申請しますので、助成申請は不要です。

問い合わせ先

役場 産業課 農業振興班

電話 22-2111 内線 291・292・293